

大府市スポーツ協会表彰規程

- 第 1 条 大府市スポーツ協会（以下「協会」という）の振興に寄与した者を表彰するため、大府市スポーツ協会表彰規程を定める。
- 第 2 条 表彰は次に掲げる各号に該当する者とする。ただし、すでに表彰を受けた者は5年を経過し他の号に該当した場合のみ表彰する。
- （1）協会の役員として5年以上連続して役職にあった功績顕著の者。
 - （2）協会加盟団体の役員として5年以上連続して役職にあった功績顕著の者。
 - （3）10年以上地域および職員のスポーツ振興につとめ功績顕著の者。
 - （4）各号の規準にかかわらず特別の功労のあった者については、これを表彰することができる。
- 第 3 条 感謝状の規準は次に掲げる各号に該当する者とする。
- （1）県大会以上の大会で優勝した者。（団体競技では競技種目、個人競技種目別）
 - （2）県大会以上の大会で参加標準記録通過あるいは新記録を樹立した者。
 - （3）県の代表選手として各種の全国大会に出場した選手及び団体。ただし、全国大会で入賞した者とする。
 - （4）各号の規準にかかわらず特別の功労のあった者。
- 第 4 条 別紙様式1の推薦書にもとづき常任理事会において、審議し会長が決定する。
- 第 5 条 表彰の時期については常任理事会において審議し、毎年1回これを行う。ただし、特別の事情があるときは随時これを行うことがある。
- 第 6 条 被表彰者には表彰状または感謝状と記念品を贈呈する。
- 第 7 条 この規程は理事会において出席者の3分の2以上の同意を得て変更することができる。
- 第 8 条 この規程の施行に関して必要な事項は会長がこれを定める。

附 則

本規程は、昭和46年4月 1日から施行する。

昭和58年4月 1日一部改正

平成15年4月25日一部改正

平成31年4月 1日一部改正